第十一条 [同上] 第十条 [同上]	第十二条 [略]
	第三
第九条 [同上]	第十条 [略]
	第九条 [略]
同上	略」
	第二節 使用の体制
	報の保護に最大限努めるものとする。
	情報の
)に携わる者は、体細胞の提供者に関する情報につ
	配(当該ヒトES細胞から作成した分化細胞の譲
[条を加える。]	第六条 人クローン胚を用いて樹立されたヒトES細胞の使用
	保護)
	人クロー
	[略]
第一節	第
第二章 ヒトES細胞の使用	第二章 ヒトES細胞の使用
章	草 [略]
雑則	雅則(第二十条・第
ヒトES細胞の分配(第	+
節使用	使用の手続(第十
節 使用の体制(第七条-	使用の体制(第七条―第
節[]	略
ヒト	第二章 ヒトES細胞の使用
[同し	[略]
	目次
(平成三十一年四月一日 策定)	(令和四年三月三十一日 一部改正)
改正前	
(傍線部分は改正部分)	

十三条 (使用: 計 画の変更)

ては、 る。ただし、使用計画の実質的な内容に係らない変更についめ、当該変更について使用機関の長の了承を求めるものとすく。)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじ十四条 使用責任者は、第十一条第二項各号(第二号を除 使用機関の長に報告することをもって足りる。

2 • 3

(使用計 計画の実質的な内容に係らない変更)[略]

に届 項 に 五. け出るも 変更があったときは、条 使用機関の長は、 のとする。 第十 速やかに、 かに、その旨を文部科学大臣一条第二項第二号に掲げる事

略

七条 六条 略略

第三 ヒト E S 細胞の 分配

第十九条条 略略

十条 第四章 略」 雑則

第二十 条

、第十三条第一項の規定により文部科学大臣

考

表

中

 \mathcal{O}

0

記 載 及び

対

象 規 定の

重 傍

計画の変更)

第 る。ただし、使用計画の実質的な内容に係らない変更についめ、当該変更について使用機関の長の了承を求めるものとすく。)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじや十三条(使用責任者は、第十条第二項各号(第二号を除 ては、 使用機関の長に報告することをもって足りる。

2 • 3

(使用計画の実質的な内容に係らない・3 [同上] ,変更)

第十四条 届け出るものとする。に変更があったときは、速行四条。使用機関の長は、 速やかに、その旨を文部科学大臣に、第十条第二項第二号に掲げる事項

同上

2

第十六条条 同同上上

章 ヒトES細胞 0 分配

第十七条第三章 同同上上

匹 章

第 二 十 条 第 第 十 九 条

則

り届け出たものとみなす。 に届け出た使用計画については第三条 この告示の施行前に旧指第一条・第二条 [同上] 、第十二条第一項の規定により文部科学大臣

匹 同 Ŀ

線を付 L た 標記部分を除く全体に付 L た傍 線 は 注 記 で あ る